月間

定面積以上の土地取引には届出が必要です

※一定面積とは? 、届出の必要な土地取引



(5反歩)

(1)都市計画区域

5,000 ㎡以上

【例】

出

「が必要です。

寸

の土地取引についても

(2) 都市計画区域以外の区域 10,000 ㎡以上 (1町歩)



売る人 甲さん-乙さん-丙・・ (土地) 買う人 (W) (ろ) (は) (い+ろ+は+に) ≧ 一定面積

【届出が必要な取引】

- ▶売買、交換
- 営業譲渡
- ▶譲渡担保
- ◆代物弁済

※契約後2週間以内に届出し

ましょう。

- ◆共有持分の譲渡
- 地上権、賃借権の設定、譲渡
- 予約完結権、買戻権などの譲渡

1. 対前年度変動率(%)

	住宅地	商業地	工業地	全用途
山形県平均	△1.3	△2.0	△1.6	△1.5
白鷹町平均	△1.2	△1.9	△3.1	△1.9

2. 白鷹町基準地価格

基準地の所在	今年価格 (円/㎡)	前年価格 (円/㎡)	変動率 (%)			
大字十王字本宿2934番1(本宿7町内)	7, 190	7, 260	Δ1.0			
大字鮎貝字八幡一1104番4 外3筆(新野医院付近)	6, 950	7, 050	△1.4			
大字鮎貝字内町二3284番4 外1筆(内町通り中央)	10, 300	10, 500	△1.9			
大字鮎貝字神明六2886番2 外3筆(マルハニチロ食品付近)	6, 930	7, 150	△3.1			

条件と比較すれば、 の整備状況など) 最寄駅からの距離、 件(土地の形状、

した。本町に関するものは次 度地価調査結果が公表されま のとおりです。 9月17日に県から平成27年

地価調査結果について平成27年度

◇地価調査とは

地価調査価格は、

7

地価調査とは、

基づいて土地売買の届出があ 等を買収する場合の基準とさ 安にしていただくものです。 ので、土地を売買する際の目 準となる土地(これを基準地 村を対象として、 成に大きな役割を果たしてい れるもので、適正な地価の形 れるほか、国土利用計画法に 適正な土地価格を公表するも といいます。)を選んで、 分析をするときの基準ともさ った土地の取引価格の審査・ 地方公共団体等が公共用地 また、地価調査価格は、

地価調査価格を調べましょう ◇土地売買のときには、 まず

皆さんの身近なところにあり ず地価調査価格をお調べくだ の適正な価格がわかりますの で、土地売買のときには、 売買の対象となる土地の条 地価調査の基準地は、 を基準地の 道路の条件、 上下水道 おおよそ

各地域で基 県内全市町 その 必要があります。 その後の地価動向も考慮する 月1日現在の価格ですので、

単に閲覧できます ◇地価調査結果は、 役場で 簡

び県庁で、だれでも簡単に閲 その内容を公開しています。 準地が接する道路の種類・ 覧できるようになっています。 価調査の関係書面は、役場及 状況などを詳しく記載した地 員、基準地の周辺の土地利用 また、県のホームページで 地価調査の基準地価格、 幅

ては、売買等の取引をする場 ◇一定面積以上の土地につい 合は届出が必要です

う場合は、契約を結んだ後2 で、買い主が必ず企画政策課 週間以内に届出が必要ですの ㎡以上の土地の売買などを行 域以外の区域については1万 域は5000㎡、都市計画区 に届け出てください 市街化区域以外の都市計画区 市街化区域は2000

企画政策課企画調整係 ■問い合わせ 85 16123